

「任期付職員」、「臨時的任用職員」及び「会計年度任用職員」の任用目的等一覧

	任期付職員	臨時的任用職員	会計年度任用職員
任用目的	育児休業の代替、配偶者同行休業の代替	欠員補充、病気休職の代替等	新採用教員の初任者研修における代替等
募集期間	各所属の募集案内を参照	随時受付	随時受付
募集職種	講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員	講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員	非常勤講師
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> 講師、養護助教諭は、教員免許状を有する者又は取得見込の者 栄養職員は、栄養士又は管理栄養士の資格を有する者又は取得見込の者 地方公務員法第16条の欠格条項及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者 	<ul style="list-style-type: none"> 講師、養護助教諭は、教員免許状を有する者又は取得見込の者 栄養職員は、栄養士又は管理栄養士の資格を有する者又は取得見込の者 地方公務員法第16条の欠格条項及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者 	<ul style="list-style-type: none"> 教員免許状を有する者又は取得見込の者 地方公務員法第16条の欠格条項及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
応募書類	<ul style="list-style-type: none"> 青森県公立学校任期付職員志願書 講師、養護助教諭は教員免許状の写し及び更新講習修了証書の写し、又は教員免許状取得見込証明書 栄養職員は栄養士又は管理栄養士の資格の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 青森県公立学校臨時的任用職員等志願書 	<ul style="list-style-type: none"> 青森県公立学校臨時的任用職員等志願書
選考方法	作文試験（※ ₁ ）、面接試験	必要に応じて面接を実施	必要に応じて面接を実施
任用期間	3年以内（任期は、休業する職員の休業期間に合わせて採用時に決定（※ ₂ ））	6月以内（更新する場合があります）	1年以内（更新する場合があります）

※₁：本県の国立学校又は公立学校の講師（非常勤を除く。）、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員として、募集する年度を含めて過去5年間に勤務経験を有する者は、講師、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員を希望する場合に限り作文試験を免除します。

※₂：休業した職員が休業の承認の失効又は取消となったときは、当初の任期よりも短くなる場合があるほか、休業した職員が休業を延長するときは、任用期間が延長となる場合があります。